

認定長期優良住宅における記録の作成と保存について

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第 11 条第 1 項に基づき、認定計画実施者は認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

省令	条文	概要	
		作成・保存する項目	記載されている図書の例
第 16 条 第 1 項	法第 11 条第 1 項の認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録は、次に掲げる事項を記載した図書とする。	認定を受けた長期優良住宅の建築と維持保全の以下の項目の情報について記載した図書（*）を作成し、保存する。	
	第 1 号	法第 5 条第 6 項各号に掲げる事項 ・住宅の位置 ・住宅の構造及び設備 ・住宅の規模 ・維持保全の方法及び期間 ・建築及び維持保全に係る資金計画 等	・長期優良住宅建築等計画 （第 1 号様式、第 1 の 2 号様式）
	第 2 号	法第 6 条第 1 項の認定を受けた旨、その年月日、認定計画実施者の氏名及び認定番号	・認定通知書 （第 2 号様式）
	第 3 号	法第 8 条第 1 項の変更の認定（法第 9 条第 1 項又は第 3 項の規定による第 8 条第 1 項の変更の認定を含む。第 9 号において同じ。）を受けた場合は、その旨及びその年月日並びに当該変更の内容	・変更認定申請書 （第 3 号様式、第 5 号様式又は第 6 号様式） ・変更認定通知書 （第 4 号様式）
	第 4 号	法第 10 条の承認を受けた場合は、その旨並びに承認を受けた者の氏名並びに当該地位の承継があった年月日及び当該承認を受けた年月日	・承認申請書 （第 7 号様式） ・承認通知書 （第 8 号様式）
	第 5 号	法第 12 条の規定による報告をした場合は、その旨及びその年月日並びに当該報告の内容	・報告した内容を記載した図書
	第 6 号	法第 13 条の規定による命令を受けた場合は、その旨及びその年月日並びに当該命令の内容	・所管行政庁の命令を記載した通知
	第 7 号	法第 15 条の規定による助言又は指導を受けた場合は、その旨及びその年月日並びに当該助言又は指導の内容	・所管行政庁の助言又は指導を記載した通知
	第 8 号	添付図書に明示すべき事項 認定申請した住宅の設計内容 等 ・住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明 等 （省令第 2 条第 1 項を参照）	・設計図書 等
	第 9 号	法第 8 条第 1 項の変更の認定を受けた場合は、第 8 条に規定する添付図書に明示すべき事項	・設計図書 等
	第 10 号	長期優良住宅の維持保全を行った場合は、その旨及びその年月日並びに当該維持保全の内容（維持保全を委託により他の者に行わせる場合は、当該他の者の氏名又は名称を含む。） 実施した維持保全（点検・補修等）の内容 等 ・維持保全を行ったこと ・維持保全を行った年月日 ・維持保全の内容 ・維持保全を委託した場合の委託先	・維持保全を委託した場合、契約書、実施報告書 等

* 電子データ等による作成・保存も可